

議案第45号

関市都市計画税条例の一部改正について

関市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例（昭和32年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。